

参議院契約監視委員会設置要綱

平成 20 年 3 月 6 日事務総長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、「随意契約の適正化の一層の推進について」(平成 19 年 11 月 2 日付け公共調達 of 適正化に関する関係省庁連絡会議決定)の趣旨を踏まえ、入札及び契約の手続等の透明性を確保し、公正な競争を促進するため、参議院契約監視委員会(以下「委員会」という。)の組織、委員、会議等に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員会の事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 参議院が締結した契約(予定価格が工事、物品等製造契約は 250 万円、物品等購入契約は 160 万円、物件賃借契約は 80 万円、その他役務契約は 100 万円以下のもの及び収入原因契約のもの並びに国の行為を秘密にする必要があるものを除く。)に関し、入札及び契約手続の運用状況、指名停止の運用状況並びに談合情報への対応状況について報告を受けること。
- (2) (1)の報告を受けて、委員会が抽出したものに関し、一般競争入札参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約とした理由及び経緯等について審議を行うとともに、契約のあり方等について意見の具申又は勧告を行うこと。
- (3) 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約における入札及び契約手続に係る再苦情処理を行うこと。

(委員会の委員及び任期)

第 3 条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審議その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、庶務部長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員 3 人以上で組織する。
- 3 委員の任期は、1 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 委員の氏名及び職業は、公表する。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故等があり、委員会に出席することができないときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職を代理する。

(定例会議等)

第5条 第2条第1号及び第2号の事務に係る会議(以下「定例会議」という。)は、庶務部
会計課長(以下「会計課長」という。)が招集し、原則として年4回以上開催する。

2 第2条第3号の事務に係る会議(以下「再苦情処理会議」という。)は、会計課長が招集
し、再苦情処理の必要に応じて開催する。

3 定例会議及び再苦情処理会議(以下「会議」という。)は非公開とし、会議の議事の概要
はこれを公表する。

4 会議は、委員総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

5 会議の議事は、出席した委員の多数決をもって決し、可否同数のときは、委員長(前条
第3項に規定する者を含む。)が決するところによる。

(抽出の委任)

第6条 委員会は、第2条第2号の抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員(次項に
おいて「抽出委員」という。)に委任する。

2 抽出委員は、定例会議において、自らの行った抽出結果の報告を行わなければならない。

(意見の具申又は勧告)

第7条 委員会は、第2条第1号及び第2号の事務に関し、報告の内容又は審議した対象契
約に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要な範
囲で、会計課長に対し意見の具申又は勧告を行うことができるものとする。

2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合には、公表する。

(再苦情処理)

第8条 委員会は、再苦情の申立てがあったときは、却下すべき場合を除き、再苦情処理会
議を開催し、審議を行うものとする。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を会計課長に報告す
るとともに、公表する。

3 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日からおおむね50日以内に行わなければなら
ない。

(委員になることができない者)

第9条 営利企業の顧問等特定の営利企業と密接な関係にある者及び参議院職員であった者
(非常勤職員であった者を除く。)は、委員になることができない。

(委員の除斥)

第10条 委員は、第2条第2号及び第3号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の
利害に関係のある議事に加わることができない。

(守秘義務)

第 11 条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第 12 条 委員会の庶務は、庶務部会計課監査係が処理する。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、庶務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 3 月 7 日から施行する。